申告に備えてマイナンバーカードに交換しましょう！詳細は事務局へお問合せください。

保土ケ谷青申会報

一般社団法人
保土ケ谷青色申告会
〒240-0044
保土ケ谷区仏向町154-2
ゴトービル2F
電話 045-442-7201㈹
発行人　平井　武男
編集　広報委員会

令和元年度　納税表彰式

菊薫る１１月１３日（水）保土ケ谷税務署主催、各関係民間団体協賛による納税表彰式が挙行された。永年のご功績・ご活躍により、当会からも次の方々が受彰されました。おめでとうございます。

保土ケ谷税務署長　表彰

理　事　二宮　大輔（旭区）
支部長　政木　敏雄（旭区）

保土ケ谷税務署長　感謝状

支部長　吉田　規　（瀬谷区）
支部長　山中　茂明（瀬谷区）

～ 秋 の 受 彰 ～

上記のほか各機関より表彰されました。おめでとうございます。

神奈川県税事務所長表彰　理　事　白川　敏雄（瀬谷区）
保土ケ谷区長表彰　支部長　小川　洋子（保土ケ谷区）

秋の連続した台風で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げるとともに一日も早い復興をお祈り申し上げます。

消費税申告に向けて

● 軽減税率制度が実施された令和元年10月１日を含む課税期間（例：平成31年１月１日～令和元年12月31日）の税率区分

区分＼適用時期	令和元年９月30日まで（以下「旧税率」という）	令和元年10月１日から	
		軽減税率	標準税率
消費税率	6.3%	6.24%	7.8%
地方消費税率	1.7%（消費税額の 17/63）	1.76%（消費税額の 22/78）	2.2%（消費税額の 22/78）
合計	8.0%	8.0%	10.0%

● 帳簿及び請求書等の記載と保存（令和元年10月１日～令和５年９月30日）

軽減税率の対象品目の売上げや仕入れ（経費）がある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等（区分記載請求書等）の発行や記帳などの経理（区分経理）を行う必要があります。

課税事業者の方は、仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります（区分記載請求書等保存方式）。

《請求書等保存方式と区分記載請求書等保存方式の比較》

期間	帳簿への記載事項	請求書等への記載事項
令和元年９月30日まで【請求書等保存方式】	① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容 ④ 対価の額	① 請求書発行者の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容 ④ 対価の額 ⑤ 請求書受領者の氏名又は名称
令和元年10月１日から令和５年９月30日まで【区分記載請求書等保存方式】	（上記に加え） ⑤ 軽減税率対象品目である旨	（上記に加え） ⑥ 軽減税率対象品目である旨 ⑦ 税率の異なるごとに合計した税込金額

（注）１　区分記載請求書等保存方式の下でも、３万円未満の少額な取引や自動販売機からの購入など請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、現行どおり、必要な事項を記載した帳簿の保存のみで、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

２　仕入先から交付された請求書等に、「⑥軽減税率対象品目である旨」や「⑦税率の異なるごとに合計した税込金額」の記載がない時は、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができます。

● 帳簿と請求書の記載例

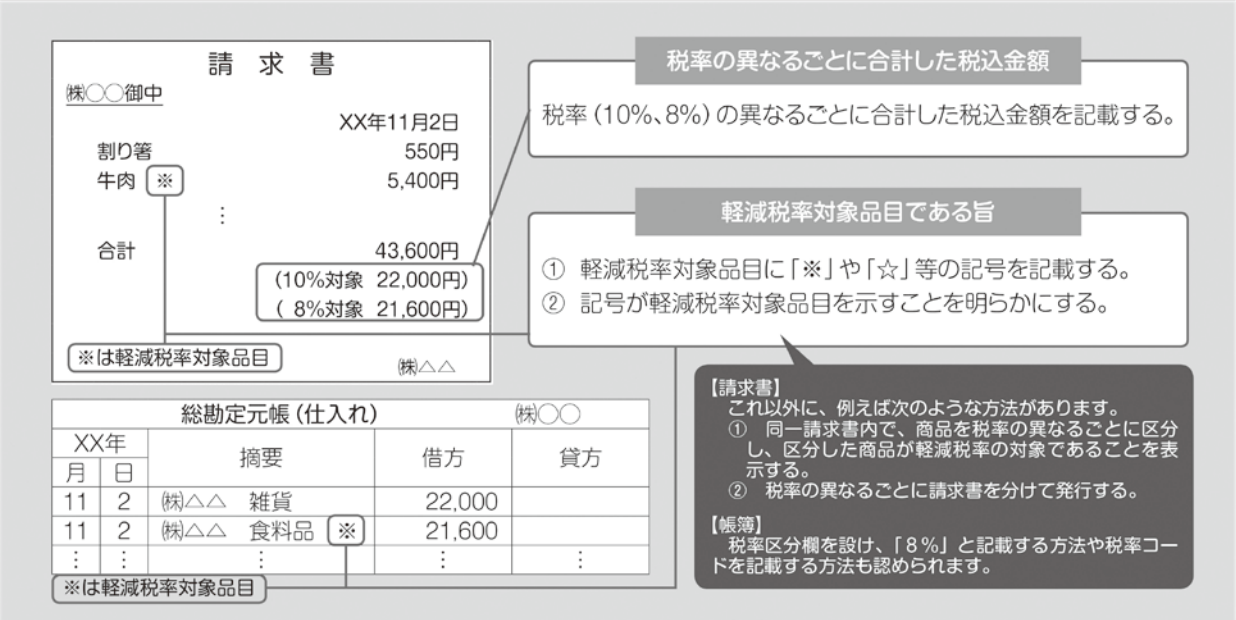

消費税申告するために日々の記帳において、一般課税は収入と経費、簡易課税の方は収入の取引を税率の異なるごとに区分経理して下記の課税取引金額計算表が作成出来ないと申告ができません!!

記載例：課税取引金額計算表

（令和元年分）　（事業所得用）

科目		決算額 A	Aのうち課税取引にならないもの(※1) B	課税取引金額 (A－B) C	R1.9.30以前(※2) うち旧税率 6.3%適用分 D	R1.10.1以後(※2) うち軽減税率 6.24%適用分 E	R1.10.1以後(※2) うち標準税率 7.8%適用分 F
売上（収入）金額（雑収入を含む）	①	円 20,001,000	円 1,000	円 20,000,000	円 15,000,000	円 2,500,000	円 2,500,000
売上原価 期首商品棚卸高	②	500,000					
売上原価 仕入金額	③	15,000,000		15,000,000	12,000,000	1,200,000	1,800,000
売上原価 小計	④	15,500,000					
売上原価 期末商品棚卸高	⑤	600,000					
売上原価 差引原価	⑥	14,900,000					
差引金額	⑦	5,101,000					
経費 租税公課	⑧	100,000	100,000				
経費 荷造運賃	⑨						
経費 水道光熱費	⑩	100,000		100,000	75,000		25,000
経費 旅費交通費	⑪	150,000		150,000	100,000		50,000
経費 通信費	⑫	60,000		60,000	45,000		15,000
経費 広告宣伝費	⑬						
経費 接待交際費	⑭	300,000	200,000	100,000	50,000	20,000	30,000
経費 損害保険料	⑮	30,000	30,000				
経費 修繕費	⑯						
経費 消耗品費	⑰	70,000		70,000	50,000		20,000
経費 減価償却費	⑱						
経費 福利厚生費	⑲						
経費 給料賃金	⑳	960,000	960,000				
経費 外注工賃	㉑						
経費 利子割引料	㉒						
経費 地代家賃	㉓	500,000	200,000	300,000	225,000		75,000
経費 貸倒金	㉔						
経費	㉕						
経費	㉖						
経費	㉗						
経費	㉘						
経費	㉙						
経費	㉚						
経費 雑費	㉛						
経費 計	㉜	2,270,000	1,490,000	780,000	545,000	20,000	215,000
差引金額	㉝	2,831,000					
③＋㉜	㉞	17,270,000		15,780,000	12,545,000	1,220,000	2,015,000

太枠の箇所は課税売上高計算表及び課税仕入高計算表へ転記します。

※1　B欄には、非課税取引、輸出取引等、不課税取引を記入します。
また、売上原価・経費に特定課税仕入れに係る支払対価の額が含まれている場合には、その金額もB欄に記入します。

※2　令和元年10月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

重要

区分の仕方や計算表の書き方が分からない方は年内に事務局へお越しください。
区分経理できていない方は１月～３月１６日までの期間は消費税申告をお断りして３月１７日以降にお越しいただく場合がございますのでご了承ください。

年末調整指導会

令和元年12月9日（月）～令和2年1月20日（月）　必ず期限内に手続きしてください。

専従者・従業員等に給与を支払っている事業主は年末調整を行い、納税額が０円でも納付書の提出が必要です。区役所などに給与支払報告書の提出も必要となります。

持参するもの	※②・③・⑦～⑨は申告会事務所及び出張会場にもございます。	チェック
①	認印	
②	源泉徴収簿(一人別)　　支払日・支給額・算出税額等記入してきてください。	
③	扶養控除申告書 並びに 配偶者控除申告書 **従業員の配偶者・扶養家族の収入（給与や年金等)のわかるものをお持ちください。** **配偶者・扶養家族（１６歳未満含む）や事業主のマイナンバーを記載してきてください。**	
④	前期分（１月～６月）の納付書控	
⑤	控除証明書（生命保険、個人年金保険、地震保険、小規模企業共済、国民年金、国民年金基金　等）	
⑥	支払金額の確認できるもの（国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険　等）	
⑦	保険料控除申告書　上記⑤と⑥の内容を記載してきてください。	
⑧	税務署から送付された納付書	
⑨	横浜市特別徴収センターまたは市区町村より送付されたもの　給与支払報告書（総括表・個人明細書）	

決算書を作成する前のチェックポイント！

○売掛金・買掛金・未払金・普通預金の確認
収入は商品を引渡した日、サービスの提供を完了した日、不動産貸付の場合、支払日が契約書で定められていれば定められた日に計上します。経費は後日支払わなければならないことが確定しているものも計上します。12月31日の帳簿残高と請求書や通帳の実際の金額を確認してください。

○棚卸：１２月３１日に売れ残っている商品、材料を数え金額を求めます。

○家事消費：仕入れた商品を事業主が食べたり、個人的に使ったりした場合は収入に計上します。

○減価償却：１０万円以上の車、備品などを購入した場合は減価償却します。

○家事関連費：事業でも使っている、家計でも使っている共通の経費を家事按分します。（家事分は経費から除きます。）

例　事業所兼住宅にかかわるもの・・・水道光熱費、通信費、賃借料、減価償却、固定資産税、修繕費、火災・地震保険、ローンの支払利息など

事業・家事共通の車にかかわるもの・・・ガソリン代、整備費用、税金、保険料、リース代、駐車場代、減価償却、修繕費、ローンの支払利息など

○前払経費：損害保険料など１年を超える分の経費を支払った場合は期間按分します。

○専従者給与：届出の範囲内の金額で経費にします。

＊分からないことは年内に事務局へお問い合わせください。

自転車保険の加入義務化

神奈川県は10月1日から自転車損害賠償責任保険などへの加入が義務化されました。
横浜市の加入率は未だ半数だそうです。万一事故にあってしまうと家族の生活を脅かすリスクがありますので、自転車保険に加入しましょう。

令和2年 旭区・瀬谷区 出張会場のお知らせ

＊３月に出張会場はありません。　**申告会事務所は通常通り受け付けしています。**

場　所	1月		2月
	年末調整	確定申告	確定申告
横浜農協 二俣川支店	８日(水)・９日(木)	30日(木)・31日(金)	３日(月)・13日(木) 14日(金)・17日(月)
横浜農協 瀬谷駅前支店	14日(火)・15日(水) 16日(木)	21日(火)・22日(水)	４日(火)・５日(水) 25日(火)・26日(水) 27日(木)
横浜農協 都岡支店	ありません		20日(木)・21日(金)
	※予約制です。事前にご希望の日時・時間を事務所へご連絡ください。		

受付時間：午前９時３０分～１１時・午後１時～３時　※会場は９時から入れます。

○事務所と同様に年末調整、決算申告指導及び申告書・申請書類等の受付を行います。
　住所にかかわらずどこの会場もご利用いただけます。

○当日も含めお問い合わせは申告会事務所へお願いします。

○各会場とも駐車場は利用できません。

○日程が変更する場合もございます。会報１・２月合併号で最終確認してください。

横浜農協　二俣川支店
（2階会議室）
旭区二俣川1－6－21

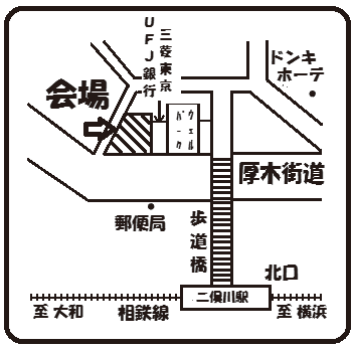

横浜農協　瀬谷駅前支店
（2階会議室）
瀬谷区瀬谷4－24－63

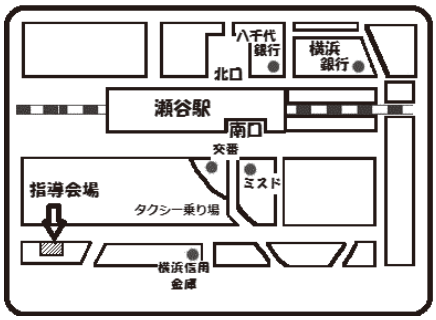

横浜農協　都岡支店
（2階会議室）
旭区今宿西町２８９

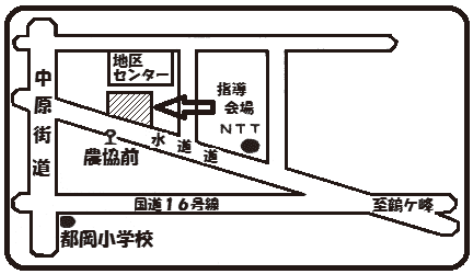

ホームページをお持ちの方

申告会のホームページ会員様紹介に無料で掲載しませんか！

詳細は申告会事務所へお問い合わせください。

研修旅行「長瀞ライン下りと蔵の街川越散策」

１０月８日（火）　瀬谷区　清水明美

秋の気配を少し感じる１０月８日、総勢９６名２台のバスに乗って長瀞ライン下りと小江戸川越散策の研修旅行に向かいました。

長瀞は埼玉県北西部の秩父地方荒川中流の渓谷で水量不足で中止されていたライン下りも前夜の雨で下る事ができると聞き一安心。静かで雄大な景色、川の流れる水の音の心地良さ。都会の騒音も忘れるひと時でした。川魚の昼食を早々にすませお土産屋さんへ。みそ田楽を食べたり豆を買ったり、次は楽しみにしていた川越散策。まず孫の土産に駄菓子屋横丁へ。ハッカパイプをゲット。足早に川越のシンボル「時の鐘」を見学し有名な芋ようかん、芋けんぴを購入。タイムスリップしたかのような蔵造の街並みを歩き古き日本を感じた。あっという間の一時間半でした。渋滞もなく予定時刻に帰着。役員の皆様ご苦労様でした。そしてお疲れ様でした。

１０月１２日の大型台風十九号で入間川氾濫、川越地区が浸水のニュースが流れています。末筆ですが川越地区の皆様にお見舞い申し上げます。

秋のイベントに参加！　令和元年１０月

今年も各区のイベントに参加し、輪投げゲームや会のＰＲ活動を行いました。大勢の方に輪投げゲームに参加していただき楽しい一日になりました。

なお、輪投げゲームの収益金６１，０００円は、各区の社会福祉協議会へ寄付いたしました。

旭ふれあい区民まつり　20日(日)

瀬谷フェスティバル　20日(日)

出張個別指導会（予約不要）

申告会事務所と同じ手続きが出来ます。

日　　程　12月24日（火）
場　　所　横浜農協瀬谷駅前支店
指導受付時間　午前9時30分～11時　午後1時～3時

※駐車場は利用できません。

年末年始休みのお知らせ

12月27日(金)午後より1月5日(日)まで事務所はお休みします。1月6日(月)より通常営業

12月の行事

5日(木)　(保)役員会
9日(月)　(旭)役員会
10日(火)　理事会
11日(水)　青色コーナー意見交換会
19日(木)　全支部長会

1月の行事

14日(火)　賀詞交歓会
16日(木)　指導部決算申告勉強会・青色コーナー研修会
17日(金)　(瀬)青年部女性部新年会
24日(金)　広報委員編集会議

事務局よりお知らせ　北下裕幸職員は十月二十日付で退職いたしました。

お知らせください！

転居や廃業をされた方、変更のある方は申告会事務所までご連絡下さい。税務署への届出も申告会でお手続きができます。

退会をご希望の方は退会届をご提出いただかないと会費が掛かります。

住　　所　〒240-0044
横浜市保土ケ谷区仏向町１５４－２　ゴトービル２Ｆ
ＴＥＬ:０４５－４４２－７２０１
ＦＡＸ:０４５－４４２－７２５１
指導受付時間　午前９時～１１時　午後１時～４時　業務終了　５時
※土・日・祝日は休み

訃報

謹んでご冥福をお祈りいたします。

令和元年
永野　清治（配偶者）不動産貸付
八月二十二日　八十三才　旭区
柳川　清二郎（専従者）配管工
十月十日　七十八才　瀬谷区

☆事業主・配偶者・専従者が亡くなられた時に会より弔慰金が給付されます。お近くの班長または事務局まで早急にご連絡ください。

会員増強にご協力を！開業された方や、ご入会されていない個人事業主の方をご紹介ください。粗品進呈！